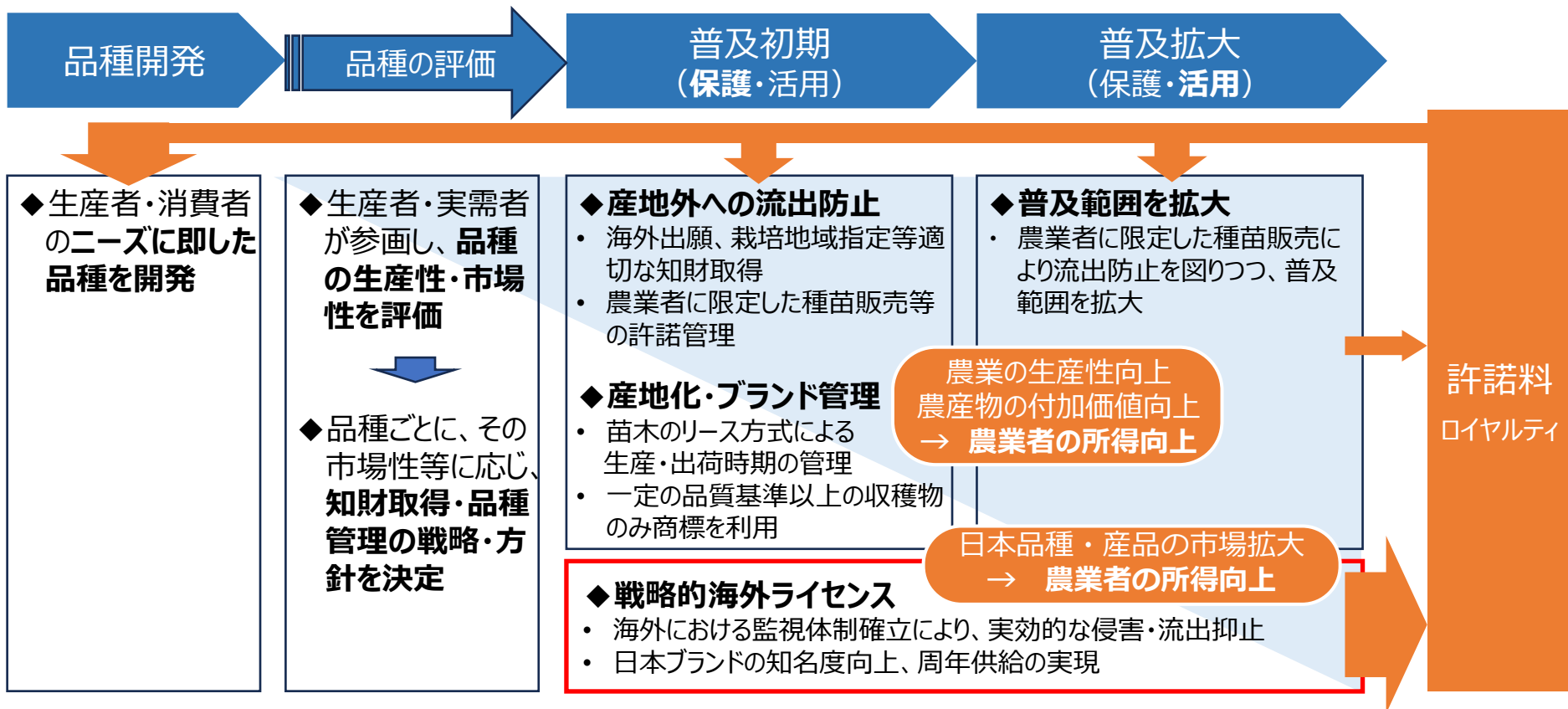


改正基本法・新たな基本計画に即した優良品種の開発・保護・活用のあるべき姿

- 優良品種の保護・管理の徹底に加え、優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進し、さらには新たな優良品種の開発につなげる「知財サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と食料安全保障にも資する。

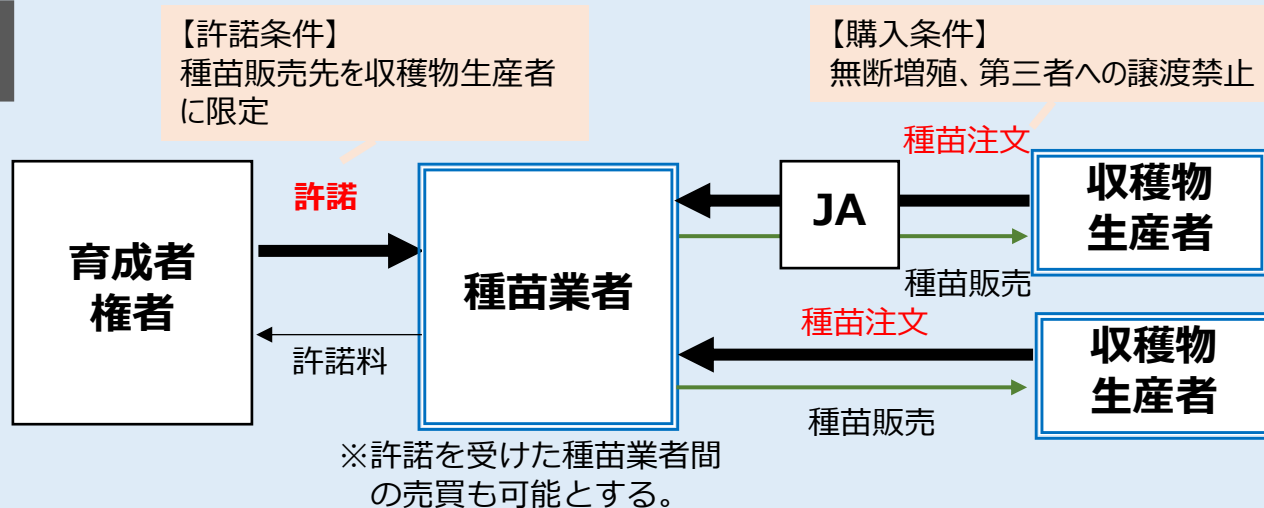
ー 知財サイクル（イメージ）ー



品種登録後の優良品種の許諾管理

- ✓ 農業振興を目的に公的機関等が開発した品種は、農業利用など政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行うことを基本。
- ✓ 管理の水準については、品種の市場性、栽培性等をもとに**その実益とコストの費用対効果を踏まえる**とともに、普及開始当初は厳格に管理し一定程度普及した後には必要に応じて緩和するなど**品種のライフサイクルを考慮**。

モデル 1



—優良品種を厳格に管理する場合の追加的事項—

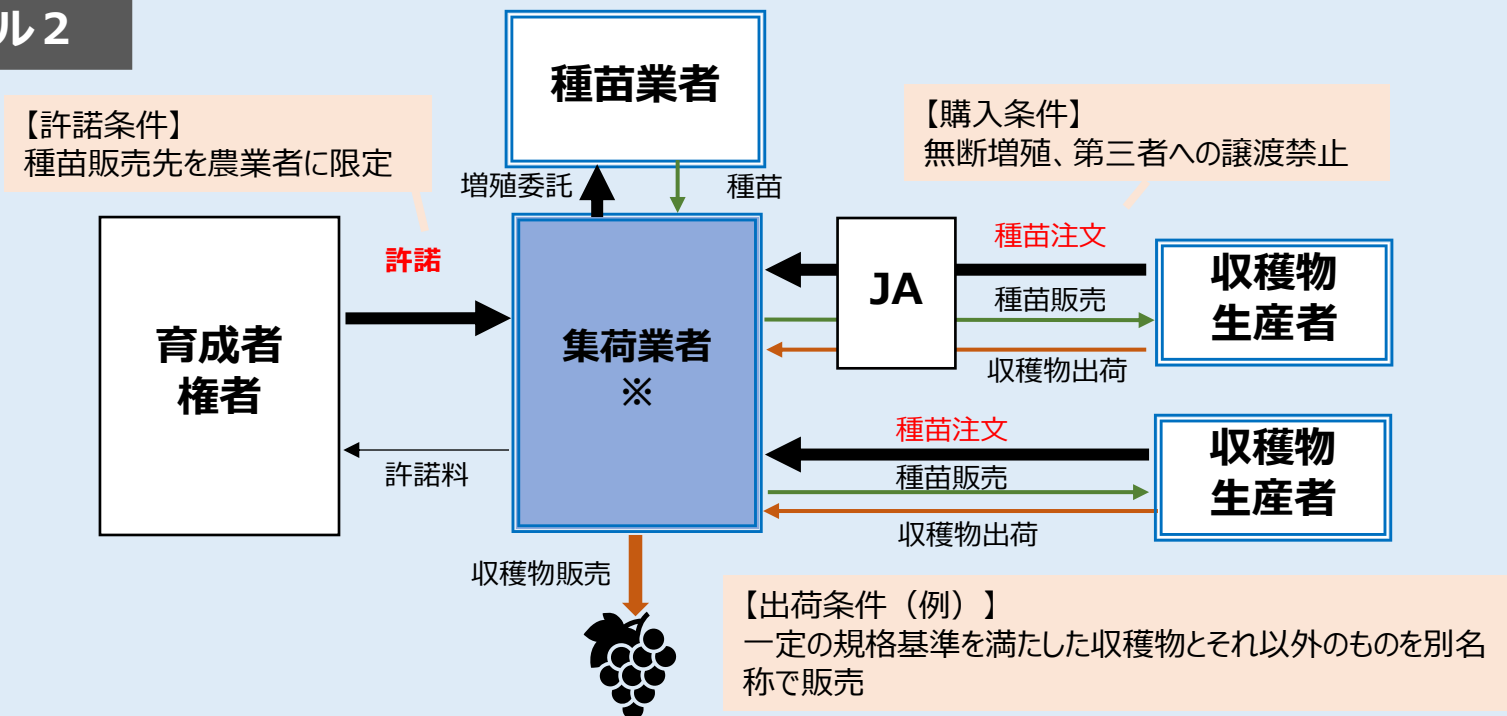
- ✓ 収穫物生産者からの種苗注文を予約制（契約生産）とし、収穫物生産者に剪定枝の適切な管理や、種苗業者等に余剰種苗の適切な管理を義務付けることで、余剰種苗の流出を抑止
- ✓ 育成者権者による種苗の流通・栽培状況（種苗業者及び種苗購入者の住所・氏名、栽培・譲渡本数）の把握・管理

品種登録後の優良品種の許諾管理

優良品種を活用した産地化・ブランド化の取組により、産地全体の所得向上を図るため、収穫物の品質管理ができるよう出荷条件をコントロールする以下のような取組が有効。

- ① 一定の規格基準を満たした収穫物とそれ以外のものを別名称で販売する等によりブランド管理を図る取組
- ② 権利者から集荷・販売業者に種苗の増殖・販売を許諾し、許諾条件に応じて、当該業者からJAや生産者に『第三者への譲渡禁止』と併せて『**収穫物の出荷条件**』を付して種苗を販売する取組

モデル 2



※JAが集荷業者の場合もあり得る